

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA		
所在地	千葉県我孫子市本町3-4-17		
評価実施期間	令和5年11月01日～令和6年1月31日まで		

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立中根保育所 ノダシリツナカネホイクショ		
所在地	〒278-0031 千葉県野田市中根30-1		
交通手段	東武野田線(東武アーバンパークライン)野田市駅下車 徒歩8分		
電 話	04-7122-5741	FAX	04-7122-5741
ホームページ	<a href="http://www.city.noda.chiba.jp">http://www.city.noda.chiba.jp</a>		
経営法人	公立公営		
開設年月日	昭和40年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	野田市						
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6人	21人	35人	42人	48人	48人	200人
敷地面積	4859.01m <sup>2</sup>			保育面積		570.16m <sup>2</sup>	
保育内容(該当分に○印)	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○
健康管理	野田市が作成する年間保健計画により実施						
食 事	完全給食(但し、土曜日は3歳以上児弁当持参)						
利用時間	午前7時から午後7時まで						
休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)						
地域との交流	近隣の小・中学校の体験学習や交流会、園庭開放、高齢者とのふれあい						
保護者会活動	定期的な保護者会活動及び各係役員の集まり、各種行事の参加						

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	21名	46名	67名	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	30名	2名	0名	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0名	8名	27名	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市健康子ども部子ども保育課に入所申し込み	
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）8：30～17：15	
申請時注意事項	保護者及び子どもと面接を実施	
サービス決定までの時間	前月10日までに申し込み。15日頃選考会議で決定し、翌月の1日から入所	
入所相談	野田市役所子ども保育課 または保育所で随時受付	
利用代金	保育料は市民税等で決定。但し3歳以上児の保育料は無料	
食事代金	3歳未満児は保育料に含む。3歳以上児は別途徴収	
苦情対応	窓口設置	受付担当：中根保育所主任 解決責任者：同所長
	第三者委員の設置	野田市福祉サービス苦情相談員

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>★保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進していく。</li> </ul> <p>★基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭教育の補充を行う。</li> <li>子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができるよう環境を用意し自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。</li> <li>養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。</li> <li>地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。</li> </ul> <p>★保育目標</p> <p>『健康で明るい子ども』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よく遊ぶ子・意欲のある子・思いやりのある子・豊かな感性と創造性のある子</li> </ul>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地の中にある保育所ですが園庭が広く、大きなイチョウの木が子どもたちを見守っています。毎日の体操や戸外遊びで体力づくりに取り組んでいます。定員200名の大きな保育所なので友達の輪が広がり異年齢との交流を通して、社会性や思いやりを学ぶことができます。</li> </ul>
利用（希望）者 へのPR	<p>中根保育所</p> <p>◎目標 あそびが学び～生きていく力を育む～</p> <p>◎キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな関わり</li> </ul> <p>友だちやたくさんの人々とふれあうことで、やさしくあたたかな心を育てていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的な保育</li> </ul> <p>異年齢児との交流を積極的に取り入れ、ゆったりと思いやりの心が育まれるような保育を心がけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域との交流</li> </ul> <p>地域の方々、高齢者、実習生、体験学習の生徒など、様々な人々と交流を持つことにより、大人とのかかわりを学び、視野を広げ社会性を育てます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント（1月31日案）

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 公立保育所の要の施設としての役割を担う	公設公営の保育施設として運営されている当保育所は、野田市駅からほど近いところに立地しながら敷地や施設面積も広く、歴史もあり、長く市の保育を担ってきた。所長はじめ職員は年齢・保育経験年数も充実していて、保育所全体に安定した空気が感じられ、子どもの“安心感”にもつながっているかに思える。当市では公設公営の保育所は乳児保育所を含んで3ヶ所あり、市子ども保育課と3保育所は直営施設として連携して保育業務にあたっているが、中でも当保育所は通所児童数も多く、中核的役割を幹部職員が認識し業務にあたっている。
2. 食物アレルギー児への細かで配慮ある事故防止対応	アレルギー児の食事については、調理室で普通食と容器を分けて区別されるが、受け取り時に保育職員が確認する。さらに、保育室では確認した上で分離されたテーブルに配膳される。普通食をアレルギー児が食するような偶発事故を防ぐ卓配置と仕切りの環境でアレルギー児は食事をとる。アレルギー成分に接触するだけで反応する子どもについては、保育室内でも特に距離を設けて配置された卓で食事をとるようにしている。ただし、当該児童には保育士がしっかりとついて、児童が孤食にならないように配慮するなど、細かで配慮ある体制をつくって事故防止に努めている。
3. 保育目標「遊びが学び一生きていく力を育む」そのものの保育実践	大きなイチヨウの木が見守る広い園庭が特徴的で、子どもたちは思いっきり園庭を駆け回っている。保育室も学校を思わせるような十分な広さがあり、古き良き時代を感じさせる環境の中で保育が展開されている。保護者アンケートには「のびのび」との表記がかなり多くあって、物理的な広さだけでなく“のびのびした保育”を職員が取り組んでいることは高く評価されている。年長児が放送当番をしたり、文具や玩具を子どもが自発的に取り出して遊べる環境づくりなど、保育目標「遊びが学び一生きていく力を育む」にむけてを保育所全体で実践している。
4. クラスを越えた保護者懇談会や災害に備えての引き渡し訓練の実施	当保育所のユニークな試みとして“クラスを越えた保護者会”を実施している。テーマに合わせて「イクメンの会」「ジャニーズの会」などと名付けたグループに別れて開き、親しみやすく意見等が出やすいように工夫している。若い世代の保護者に合わせて率直な意見やニーズを聞く姿勢と、職員・保護者の垣根をも越えた実践は特筆できる。また、非常災害時の訓練として実際に子どもの引き渡し訓練を行い、課題を分析して次への安全対策に活かそうとしている。
さらに取り組みが望まれるところ	
1. 園舎の老朽化対策と耐震性の確認	園舎の老朽化と耐震性を心配する声が、保護者・職員のアンケートにたくさん寄せられている。築年数が古くても、必要な整備がなされ適正な維持管理が行われていれば問題は生じない。保育室は他の新設施設と比べても広く、保育環境として十分に機能しているものの、トイレについては戸板の合板が損傷するなど衛生的環境やプライベート確保が難しい状態が一部に見られる。数の増設を含めリフォームを検討いただき具体化を期待したい。また、耐震性については、当該建築物の耐震診断の実施の有無、耐震性が確認できていればその公表が望まれる。築年数から「既存不適格建築物」の疑義なども生じやすく、確かなデータを市当局が把握し必要な対策をとられ保護者や職員の不安を解消する取り組みが急がれる。
2. 子どもの様子をより知りたい保護者のニーズへの対応	保護者アンケートには「個人面談」を希望する声が複数あった。保護者と保育所間では、れんらく帳、毎月の保育所・クラスより、保健より、栄養より、アプリによる知らせ等々、当保育所では多岐にわたる媒体が存在する。更に保育者の負担となるが、多くの保護者が保育所におけるわが子の姿を見たいと願うのは極自然なことであるし、保護者支援の重要な業務の一つでもある。両者の良好な関係づくりに役立つので、実現にむけた一考を期待したい。
(評価を受けて、受審事業者の取組み)	
<p>今回の評価を受けて、中根保育所の目標としている「あそびが学び～生きていく力を育む～」の大切さに気づくことができ、目標に基づいた取組みを保護者、職員はもちろん地域にむけても発信していきたいと考えている。また、古さことの良さや廃物を利用した物を大切に取る取組みが今の時代に必要なものと気づけた。</p> <p>1番の改善課題である保育所の建物、設備の老朽化対策は、衛生面や災害対策としても大きな課題と再確認したうえで、現状を知ってもらうことと今後耐震補強などの改善策を保護者や職員に知らせ、安心して保育が提供できるようにしていきたい。</p> <p>また、アンケートから普段聞くことのできない保護者のニーズや思いを知ることができ、少しでも寄り添えるように今後の課題としていきたい。同様によりよい保育を展開するために、職員の声に耳を傾け、課題や取組みを振り返り改善にむけて共通理解しながら進めていきたい。今年度の取組みの保護者の交流会や引き取り訓練もニーズをふまえ見直しして取り組んでいきたい。</p> <p>年々変わる保育行政の中で、変わるべきものと残していくべきものを見極めながら、子どもを主体とした保育を職員で学び合い、実践していきたいと考えている。また、職員の質の向上をふまえ、OJT教育の仕組みを構築し職員が安心して保育ができる環境を整えていきたい。</p> <p>今回課題となった項目はもちろんだが、多様性への学びや不適切保育・虐待防止への取組み、孤立化防止も視野に入れた子育て支援、配慮の必要な子どもへの保育など、一つ一つの課題に前向きに取組み、今後も市の中核保育所としての役割を担っていきたい。これらのことに気付く機会をいただき、ありがとうございました。</p>	

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダー	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	2	1	
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0		
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				132	4		

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p>■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p>
<p>(評価コメント) 理念は重要事項説明書と案内リーフレットに記載、基本方針は同文書に記載されているほかホームページにも掲載されている。理念・基本方針は児童福祉法及び保育所保育指針の精神に基づいて、当保育所の保育内容や目指す方向と考え方を読み取ることができる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p>
<p>(評価コメント) 事務室と各クラスに理念と基本方針は掲示してある。職員には「基本マニュアル」が配付されるが、同マニュアルには理念と基本方針が綴じられている。年度初めの所内研修や月1回の保育打ち合わせ会議の際には、理念と基本方針に関連づけながら保育実践について話し合っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</p>
<p>(評価コメント) 理念と基本方針が記載された重要事項説明書及び案内リーフレットを用いて、新入所の保護者には説明している。クラス懇談会を年2回開いているが、4月開催時にはクラス担任が保育実践面について保護者に説明している。また、日々の実践については日常的に保護者に伝えるようにしている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<p>■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</p> <p>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント) 野田市では「野田市エンゼルプラン第5期計画（野田市子ども・子育て支援事業計画）」として策定された計画が進行中で、当保育所は公立保育所として直接事業が展開されている。その結果、中・長期事業計画や重要課題についての明確化や透明化などは市保育事業として組織的に取り組まれている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</p> <p>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 当保育所は事業計画等重要課題と方針についての決定及び実施状況の把握と評価とは、直接関与するのではなく市で定められた決定に沿って実施していく立場にある。保育所としては、市計画の決定以前の段階で現場としての状況を把握し職員の意見等を集約する役割を担っている。意見集約や市計画等の周知は月の打ち合わせ会議や他の公立保育所との主任会などで確認されている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<p>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</p>
<p>(評価コメント) 年度当初に全保育士を対象に理念や保育士としてあるべき姿について所内研修を実施、所長が担当している。保育打ち合わせ会議の場で日常的に職員の意見を聞いたり、助言や教育をしている。所内研修のほか、市保育課や千葉県保育協議会主催の研修によって、職員の意欲等を育てている。評価は市の人事評価制度の活用による。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<p>■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</p>
<p>(評価コメント) 職員に配付されている「基本マニュアル」には遵守すべき法令や倫理について記載されている。同マニュアルを職員は手元にもつことによって周知するが、年度当初の所内研修では主任がそれを確認している。職員は公務員として地方公務員法に基づく服務規程（プライバシー保護や守秘義務を含む）を守る事が民間人以上に求められている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 人事方針は野田市が「人材育成基本方針」を定めていて、人材の確保と育成、評価等については市の人事担当部署によって総括的に行われている。保育所内の職務については職位に基づく職務分担表が作成されていて、権限や役割は明確になっている。職員は10月と3月に評価項目が定められた「自己評価」を行い、所長は対象職員と面談し説明している。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 一般職員の休暇管理は適切に所内で行われ、職種別に作成された予定表を利用することによって、休暇が容易に取得できるよう工夫している。年休以外にも各種の特別休暇が利用でき、仕事と生活の調和が配慮されている。福利厚生については、市や市町村職員共済組合によって総合的な事業が用意されている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 人材育成にむけた研修は、市の「人材育成基本方針」に基づいて市の人事担当部署が基本的に担っている。市は新任～中堅～管理職に渡る各階層別研修と職種別研修や技能研修などを実施して、職員の意識改革と資質向上に取り組んでいる。保育所では所内研修を年間で予定を立て、実践的な事項をとりあげて毎月実施している。「保育交換」をして異なる環境から学ぶ職場内研修も実施したりしている。しかし、OJTの仕組みは明確化されていない。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 「人権」の研修を全員が受けている。不適切保育をテーマとして年度内に所内研修が計画されている。権利擁護についても「基本マニュアル」に掲載し保育士に周知している。要保護児童については「情報カード」を作成して市子ども家庭総合支援課に毎月提出し情報を共有するなどして連携している。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 個人情報保護については重要事項説明書に、法令遵守をうたっている。個人情報保護法が施行されたことによって、市は個人情報の取り扱いをホームページに掲載、利用目的や開示請求手続きを明記して説明している。保育所では個人情報に関する書類などのチェック表をつくって、職員が毎月取り扱いをチェックするようにして徹底している。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 給食見本の置き場に「意見箱」を設置、給食については毎年アンケートが実施されている。しかし、日常の保育実践に関して、満足度を把握し改善するといった仕組みはできていない。子どもの送迎時や交流会などの行事の機会を利用して保護者とコミュニケーションを深め保護者と話しやすい中で要望等を受け止めている。相談場所もあり、相談のあった場合の記録もとる。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保護者に配付される重要事項説明書には、対応窓口となる職員と第三者委員の職・氏名が明記されている。事務室前などに掲示もしており、保護者に周知されている。市は福祉サービス全般の「苦情相談」についての手続きをホームページに掲載している。保育所窓口で相談があったときには、担当職員が話し合い解決策を報告している。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>□教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育所としての自己評価・職員個人の自己評価を毎年実施している。その結果を次に生かし保育計画に反映し、保育の質の向上に役立つようにしている。評価結果は生かされているが、浮き出た課題を整理・分析をもとに「質向上計画」を立てるまでには至っていない。第三者評価を受審した結果は公表し、社会的責任を果たそうとしている。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員必携の「基本マニュアル」には日常業務の手順も記載されている。マニュアルは職員に配付されているが、事務室にも用意されていて、いつでも誰でも確認することができる。見直しや新規の事項が必要な場合には職員の発案によって協議し、改善するようにしている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 問い合わせや見学は随時できることをパンフレットやホームページに明記している。希望者には施設内を見学してもらい、必要な育児に関する相談も受けている。利用者には持ち物や費用等について具体的に説明している。		
18	教育及び保育の開始にあたり、教育及び保育方針や内容等を利用者説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 保育の開始にあたり、重要事項説明書を用いて理念・方針及び利用料と保育内容(年間行事・緊急時や災害時の対応)等、具体的に説明している。特に入所時は保護者に対し説明した上で各項目毎にチェックする形式の同意書ももらっている。継続時にはクラス懇談会で保育内容を説明し、個別の課題がある場合は個別面談を行い記録をとっている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりあて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は、市の保育理念と基本方針そして保育目標を基に発達過程などを組み込んで作成されている。特に当保育所独自の保育目標を「あそびが学び～生きていく力を育む～」として、①豊かななかかわり ②家庭的な保育③地域との交流の3つのキーワードを示して計画を作成している。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は各年齢のねらいや配慮事項が記載され、それに基づき年間・月間・週間の指導計画が作成されている。実施記録は保育日誌にまとめられ、振り返り改善に努めている。3歳未満児や特別な配慮が必要な子どもには個別計画が作成され、日々振り返りが記録されている。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント) 当保育所の園庭は広く、タイヤのトンネルや固定遊具で子どもが自由にのびのび動き回れる環境がある。保育目標の「あそびが学び～生きていく力を育む～」そのもの子どもたちがここにいる。保育室には自分で取り出したり片づけることができる高さに玩具や遊具が用意されているほか、クレヨン・色鉛筆・粘土を自由に使って創作活動を楽しむ環境もある。4・5歳児は交代で朝の放送係を担当しているが、主体性を発揮し当番を務められるよう年齢を配慮している。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
(評価コメント) コロナ禍で控えてきた近隣の散歩が随時行われている。所内の畑ではサツマイモやカブの栽培が行われ、収穫されている。カブトムシの飼育、虫の観察も楽しんでいる。隣接する神社のお祭りでは子ども神輿に参加した。地元ラグビーチームのふれあい体験会を取り入れたりして、日常の保育に子どもの興味を広げる工夫をしている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員は子ども同士の関係をよくするために子どもの話を十分聞いて言葉を補い気持ちを代弁することで相手の気持ちに気付くよう導いている。4・5歳の子どもたちは朝の放送当番、各クラスに日誌を届ける役目を果たしている。延長保育や土曜保育は異年齢による保育で交流が行われている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもについては、ケース会議ノートに記入し職員全員に知らせている。個別指導計画を作成し、子どもとの対応内容を記録している。市の相談機関と定期的に連携し、療育機関とも保育支援訪問などで連携している。保護者とは子どもの育ちのノートを通して情報共有している。随時保護との面談や保育参観を行っている。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
(評価コメント) 引継ぎはノートに記入し、全職員に周知されている。長時間保育指導員との引継ぎもノートで伝達されている。担任は引継ぎ内容によっては直接保護者に説明する等配慮している。長時間保育指導員の研修は年1回、公立3園合同で行っているが、当保育所独自の課題などに対応するためには、園単独での所長との話し合いや研修も必要かと考察する。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
(評価コメント) 送迎時の対面での連絡に加え、連絡帳・クラスノートで保護者とやり取りしている。年2回のクラス懇談会・年1回の保育参観を実施しているが、「個別面談」の実施を求める保護者からの要望は多い。更に今年度は「イクメンパパの会」「ジャニーズの会」などと銘打ってはテーマを決めクラスを越えた保護者交流を開催、保護者の意見やニーズを知る機会となっている。子どもたちの活動の様子はアプリを利用して写真で配信している。保護者了解の下、保育所児童保育要録を就学先の小学校に提出している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント) 保健年計画を作成し月毎の目標・指導内容を明記している。看護師や職員は登所時に保護者からの情報を得て、個別の健康チェックを行い心身の健康状態を把握・記録している。定期的に健康診断が実施され、必要な場合は医療に繋げている。0・1歳児の保護者にはうつぶせ寝防止のリーフレットを配付して周知している。不適切な養育の兆候・虐待が疑われる場合、登所時の様子や皮膚の観察等で異常がある場合は、必要に応じて関係機関と連携している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育中に体調不良や傷害があった場合はその状態に応じて保護者に連絡し、必要な場合は嘱託医に相談し適切に処置している。感染症発生時にはサーベランスを保育課や保健所に提出している。看護師・保健担当職員が中心となり各種感染症のシミュレーション研修を実施している。感染症が発生した場合には「お知らせカード」で全クラスの保護者に知らせている。毎月子ども保育課から保健だよりが発行され子どもの健康情報が提供されている。		



29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 食育計画の下で毎月の栄養だより・献立表を保護者に配付、保育日誌にも食育の内容を記録している。園庭に子どもたちが野菜を栽培し、「なかねっこまつり」では収穫したコーンを調理員にポップコーンにしてみらい親子で楽しんだ。食物アレルギー児には個別対応食を提供し、配膳はダブルチェックするなど注意を払っている。接触アレルギーの子どもには食事中の事故を防ぐため、他児と席を離しながらも楽しく食事が摂れるように配慮している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>□室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 全体的に施設の老朽化は否めないが、保育室などは適切な環境維持に努めている。しかし、トイレについては特に老朽化が目に見えていて、衛生管理が難しく快適環境とは言い難い。また、子ども数・職員数に対し増設が望ましく、リフォームの必要性が高いと考える。職員は靴・帽子・タオル等の整理箱を牛乳パックなどで作って、整理整頓に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 重大事故防止マニュアルを作成し、職員は毎日ヒヤリハットと事故報告を行い、一日の振り返りの中で周知している。年度末には事故・ヒヤリハットの統計を出し、事故防止委員会では原因を検討して全職員で振り返り、次年度の事故防止に活かしている。園庭の遊具は点検表で毎月チェックし事故防止対策を行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 野田市職員災害マニュアルが作成され、職員に周知されている。定期的にいろいろな災害を想定して避難訓練が行われている。実際に保護者に災害時を想定した子どもを引き渡す訓練を実施し、課題を分析した。緊急連絡網は子ども保育課から所長を通して全職員に繋がるように構築されている。保護者・職員はアプリに登録し、災害時の連絡が速やかにつながるようになっている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園庭開放を毎週行い子育て世帯同士や保育所児と交流の場を提供すると共に、地域の子育てニーズを把握するようにしている。園庭開放時に参加する利用者の中には、毎週通ってくる親子もいて、子育て相談や保育の提供もしている。市の催しである「食とあそびの講習会」に協力し未就学児童を対象に子育て支援をしている。</p>		